

令和2年4月8日
丸東産業株式会社

緊急事態宣言中の弊社の取り組みについて

今般の緊急事態宣言発出を請けて、丸東産業株式会社は、新型コロナウイルスの感染拡大防止と、弊社従業員およびすべての関係者の方々の安全を守るため、4月1日にリリース致しました対策に加えて、以下の通り取り組んでまいります。

【4月8日以降】(下記4月1日リリースの対応に加えて)

1. 緊急事態宣言による政府・自治体の要請が強化されることから、在宅勤務を基本とした勤務体制に移行します。
2. 政府・自治体をはじめ所管される役所の指示・要請などに従いつつ、従業員の安全に留意し製品の安定供給に努めてまいります。

【4月1日リリース分】

1. 感染予防
 - ①不要・不急の出張、会議をしないこととしております。
 - ②特に大都市圏における公共交通機関の混雑時を避けて通勤する為、時差出勤退勤を認めております。(2月25日より)
 - ③体温計・アルコール消毒液を、本社・工場の玄関および通用口に設置して、出入りするすべての皆さんにご協力をお願いしております。
 - ④全従業員は、入社前に体温測定を行い、37.5℃以上の場合は入社せず自宅待機することとしております。
 - ⑤工場従業員は、マスクの着用を義務付けており、工場内に入る前に体温測定を行って、37.5℃以上の場合は入場せず帰宅することとしております。
 - ⑥従業員による朝の掃除時および午前午後に時間を決めてドアノブ、電灯・エアコン等のスイッチ類、階段の手すりなどを、アルコール消毒液で手拭きしております。
 - ⑦従業員食堂の利用時間帯を2時間に拡大して、班分けをして利用し、椅子の配置も対面しないように工夫し、濃厚接触のリスクを回避しております。
 - ⑧本社・工場に来場される方には、入り口での手指のアルコール消毒、受付での体温測定をお願いしております。37.5℃以上の方の入場はお断りしております。
2. 万一感染者が発生した場合は、保健所をはじめ所管される役所の指示に従います。感染者発生時にも、製品の供給への支障が最小限に抑えられるよう、協力会社との連携をとって参ります。
3. 今後、政府・自治体をはじめ関係諸機関からの要請等に対応していくため、上記対応については、随時変更してまいります。

以上